



# 埼玉県報

第 456 号  
令和 5 年(2023 年)  
10 月 13 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- パソコン接続用外付け液晶ディスプレイに関する落札者等の公示（入札課）
- 令和 5 年 7 月から 9 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 令和 5 年度准看護師試験の実施（保健医療政策課）
- 埼玉県告示第 800 号の取消し（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 熊谷都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道内田ヶ谷鴻巣線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道二本木飯能線の区域の変更（飯能県土整備事務所）

# 告示

## 埼玉県告示第千百八十号

さいたま市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

さいたま市	調査を行った者の名称	令和四年度	調査を行った時期	街区境界調査 図九枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称	針ヶ谷第三地区 （針ヶ谷一丁目の一部）	調査を行った地区	令和五年十月六日	認証年月日
-------	------------	-------	----------	--------------------------------	-------	------------------------	----------	----------	-------

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶ディスプレイ 2,971台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月25日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション 東京都渋谷区笹塚3丁目33番4号

5 落札金額

34,167,985円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年7月7日

## 告 示

### 埼玉県告示第千百八十二号

令和五年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告示

### 埼玉県告示第千八百八十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、  
埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年二月四日（日）	聖学院大学（埼玉県上尾市戸崎一番一号）

#### 二 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、  
看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

#### 三 受験資格

次のイからトまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学  
大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（令和六年三  
月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した  
准看護師養成所を卒業した者（令和六年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学  
大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短  
期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（  
令和六年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ニ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学  
大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者  
（令和六年三月に修業する見込みの者を含む。）

ホ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県  
知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和六年三月に卒業する見込みの  
者を含む。）

ヘ 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に  
相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣がハからホまでに掲げる者と同等以  
上の知識及び技能を有すると認めたもの

ト 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、へに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

#### 四 受験手続

##### イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する書類を、埼玉県准看護師試験センター（印西郵便局 私書箱七号）宛に簡易書留により郵送すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/goannai.html>）で案内する。

##### ロ 受付期間

令和五年十二月四日（月）から十二月八日（金）まで

#### 五 試験手数料

六千九百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

#### 六 合格発表の場所及び期間

##### イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和六年三月八日（金）午前十時から午後五時まで

##### ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/goannai.html>）掲載

令和六年三月八日（金）午前十時から四月八日（月）午後五時まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八十四号

令和五年埼玉県告示第八百号（大規模小売店舗の変更に関する公示）は、取り消す。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO富士見針ヶ谷店

埼玉県富士見市大字針ヶ谷四百六十一―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通安全対策への配慮

近隣に児童福祉施設（針ヶ谷保育園・保育ルーム針ヶ谷）があるため、交通安全対策等の配慮をお願いしたい。

#### (2) まちづくりへの協力

ア 周辺公共施設や地域との連携によるイベント等の企画、参加、協力

イ 行政、地域と一体となったまちづくり及び施設の運営

ウ 富士見ふるさと祭りや町会等が行う地域の祭りなどへの協力

#### (3) 施設の提供

地域や教育関連施設等（保育所、幼稚園、学校等）の催し物や学習の場として

#### (4) 市内産業の振興

ア 「富士見市産業振興条例」「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づく商工会等への加入努力及び連携・協力による市内産業振興施策への取り組み

イ 退店、撤退時における早期の情報提供

ウ 市内事業所との連携（各店舗の裁量で対応可能な店舗内の清掃や警備、広告印刷や使用する事務用品購入などの取引の推進）

#### (5) その他地域貢献全般

市内での雇用促進

#### 二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和五年十一月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南西部地域振興センター

## 告示

### 埼玉県告示第千八百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲七千四番

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計五者

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計五者

#### ハ 変更年月日

令和五年五月二十五日外

#### ニ 届出年月日

令和五年九月十三日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第千八百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市ピアラシテイ一丁目一番地百四十

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市上口二丁目百二十八番外

（変更後）三郷インター複合商業施設

埼玉県三郷市ピアラシテイ一丁目一番地百四十

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

東京都千代田区二番町八番地八 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号 外 計二十二

者

（変更後）アークランズ株式会社 代表取締役 坂本晴彦

新潟県三条市上須頃四百四十五番地 外 計二十二者

#### ハ 変更年月日

令和四年九月一日外

#### ニ 届出年月日

令和五年八月十四日

二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

#### ハ 変更年月日

令和五年五月八日

#### ニ 届出年月日

令和五年九月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

##### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第千八百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友蒲生伊原店

埼玉県越谷市伊原一丁目四番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

#### ハ 変更年月日

令和五年五月八日

#### ニ 届出年月日

令和五年九月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新座店

埼玉県新座市野火止八丁目十六番十三号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号 外 計二者

#### ハ 変更年月日

令和五年五月八日

#### ニ 届出年月日

令和五年九月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

##### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友草加店

埼玉県草加市高砂一丁目六番二十三号

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

#### ハ 変更年月日

令和五年五月八日

#### ニ 届出年月日

令和五年九月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和五年十月十三日から令和六年二月十三日まで

##### ロ 意見書提出先



# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番四、二〇四番十五、二〇四番三十五
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十三号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

朝霞市

### 二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

### 三 作業地域

埼玉県朝霞市内

### 四 作業期間

令和五年九月二十二日から令和六年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十四号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

寄居町

### 二 作業種類

公共測量（一級・二級・三級基準点測量、基準点改算）

### 三 作業地域

大里郡寄居町全域

### 四 作業期間

令和五年九月二十六日から令和六年三月十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十五号

測量計画機関である関東農政局荒川中部農業水利事業所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

関東農政局荒川中部農業水利事業所

### 二 作業種類

公共測量（用地測量）

### 三 作業地域

深谷市武蔵野地内一部、深谷市荒川地内一部

### 四 作業期間

令和五年八月三十一日から令和六年二月十五日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十六号

平成二十年埼玉県告示第千六百三十四号で公示した公共測量は、令和五年八月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部都市計画課  
電話 ○四八―八三〇―五三四一
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	熊谷
市町村名	熊谷市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	令和五年十一 月十五日午後 二時から
場 所	熊谷市役所大 里庁舎第三会 議室
公述申出書 提出期間	令和五年十月 十三日から令 和五年十月二 十七日午後五 時十五分まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、熊谷市都 市整備部都市 計画課、熊谷 市産業振興部 東部地域開発 推進室
都市計画の構想 閲覧期間	令和五年十月 十三日から令 和五年十月二 十七日午後五 時十五分まで (土曜・日曜 日を除く)
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県熊 谷県土整備事 務所、熊谷市 都市整備部都 市計画課、熊 谷市産業振興 部東部地域開 発推進室、熊 谷市情報公開 コーナー

## 公 述 申 出 書

令和5年10月13日付け埼玉県報に登載された熊谷都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 5年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 内田ヶ谷鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鴻巣市郷地字長樋下一七五七番一地先 から同市郷地字三谷四二四番一地先	区 間
一五・三〇〽一九・〇二	一二・五〇〽一六・四六	敷地の幅員 (メートル)
一四二・四二		延 長 (メートル)
域の一部変更である。	道路改良工事による。 令和元年九月二十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区	備 考

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 相 原 秀 行

内田ヶ谷鴻巣線	路線名
鴻巣市郷地字長樋下一七五七番一地先から同市郷地字三谷四二四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	供用開始の区間
令和五年十月十三日	供用開始の期日
令和五年十月十三日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四二・四二メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 二本木飯能線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
飯能市大字落合字松葉一番一地先 から同市大字落合字川渕七八番地 先まで		区 間
八・七〇〃 一二・七九	七・一九〃 一一・三三三	敷地の幅員 (メートル)
一三六・七〇		延 長 (メートル)
		備 考